

第5次矢吹町障がい者計画・第7期矢吹町障がい福祉計画・
第3期矢吹町障がい児福祉計画（素案）
パブリックコメント実施結果

1 意見等の募集期間

令和6年2月22日（木）～令和6年3月20日（水）

2 意見等提出件数 1名（3件）

3 提出された意見等と町の考え方

※ご提出いただいたご意見等は、原文の内容を基本としつつ、要約しております。

提出された意見等	町の考え方
<p>①計画の検証について これまでも、いくつかの計画書を表明されたことと思いますが、それらの検証も知りたかったと思います。</p>	<p>令和6年3月までを計画期間とする「第4次矢吹町障がい者計画・第6期矢吹町障がい福祉計画・第3期矢吹町障がい児福祉計画」については、白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び本町が共同で設置・運営し、関係機関が障がいのある方への支援体制に関する課題を共有及び体制整備に向けた協議を行う「しらかわ地域自立支援協議会」において、成果目標の達成状況の評価を行いました。 ご意見を踏まえ、評価結果の公表について検討いたします。</p>
<p>②手話言語及び障がい者コミュニケーション条例について 審議会のようなものを立ち上げ、条例の具体化を進めるべきと思っています。 その際、聴覚障害者とともに「情報障害者」と言われる視覚障害者への理解も深めていただきたいと思っています。</p>	<p>審議会等については、現在のところ設置の予定はありませんが、聴覚障がいや視覚障がいのある方が必要な情報を円滑に利用できるよう、情報アクセシビリティの向上に向けた取組みや障がいへの理解促進への取組みについて、本計画に記載しております。 本計画に則った取組みを推進してまいります。</p>
<p>③同行援護について 現在は、白河市にある事業者をお願いしていますが、ヘルパーが不足しているらしく、私たち矢吹のものは後回しにされます。1か月以上も前に予約していたのに、突然の電話で日時を変えなければならないときがあります。</p>	<p>本計画においても、サービスの利用ニーズが増加することを見込んでいることから、今後も、しらかわ地域自立支援協議会を中心に人材確保や育成、事業者の新規参入の促進など、サービス提供体制の確保及び整備に取り組んでまいります。</p>